

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>警察法施行令の一部を 改正する政令案等について</p>	<p>平成28年3月17日 総務課 人 事 課</p>
<p>1 警察法施行令の一部改正 (P1)</p> <p>(1) 人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化、我が国を取り巻く国際情勢の変化等に対応するための事態対処能力の強化のため、47都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を994人増員する。 (別表第2関係)</p> <p>(2) 都警察、大阪府警察及び千葉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める。(別表第3関係)</p> <p>2 警察庁組織令の一部改正 (P5)</p> <p>(1) 長官官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置する。 (第2条の2関係)</p> <p>(2) 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)及び長官官房参事官(同)をそれぞれ1人増員する。(第3条・第5条関係)</p> <p>3 警察法施行規則の一部改正 (P7)</p> <p>(1) 情報技術犯罪対策課に官民連携推進官を設置する。(第20条)</p> <p>(2) 運転免許課に高齢運転者等支援室を設置する。(第40条)</p> <p>(3) 警備企画課に警備調査企画官を設置する。(第41条)</p> <p>(4) 外事課に外事情報調整室を設置する。(第50条)</p> <p>(5) 情報管理課に情報セキュリティ対策官を設置する。(第56条)</p> <p>4 警察庁の定員に関する規則の一部改正 (P26)</p> <p>平成28年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。</p> <p>5 今後の予定</p> <p>1及び2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 閣議(政令) 3月22日(火) (「準備のため」で付議)(予定) ○ 施行 4月1日(金) 		

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	平成28年3月17日
説明資料No. 2	専決区分の見直し（案）について	総務課

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会委員長において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
- 警察庁において専決処理する事項

に区分されているところ、国家公安委員会の事務の合理化に資するため、当該区分について所要の見直しを行うもの。

2 概要

国家公安委員会の決裁が必要な事項とされていた255項目中、下記の分類に属すると整理できるもの計120項目について、警察庁において専決処理することとする。（全体については、別表を参照。）

- ① 警察業務に係る各種基準・計画の策定等のうち、専門的・技術的事項のみを定めるもの【45項目】
 - ・（道路交通法施行規則）運転シミュレーターに係る基準の策定 等
- ② 法令上その要件が明確になっている指定、命令等【22項目】
 - ・（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律）指定建物錠の防犯性能の表示に係る告示に従っていない製造業者に対する勧告 等
- ③ その他軽易なもの【53項目】
 - ・（地方自治法）地方公共団体の長が国の行政庁からの是正の要求等の処分に不服があった場合に国地方係争処理委員会に対して審査を申し出る前に予め行う当該行政庁への通知の受理 等

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）につき、療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

介護給付の月額の改定（第7条の2第2項関係）を行うもの。

介護給付については、業者等に委託する場合と、親族等が行う場合とで、給付額が異なる制度となっており、前者の場合は、一定額＜額A＞を上限として実際に業者に支払った額を、後者の場合は、常に一定額＜額B＞を、それぞれ給付することとされている。

そして、額A及び額Bは、国家公務員災害補償法に基づき人事院が定める介護補償における額と同額としている。

この度、人事院が介護補償における額を引き上げることから、これに合わせて、次の引上げを行うもの。

	【現 行】		【改定後】
(1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）			
・ 額A	104,570円	→	104,950円
・ 額B	56,790円	→	57,030円
(2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）			
・ 額A	52,290円	→	52,480円
・ 額B	28,400円	→	28,520円

3 施行期日（附則関係）

平成28年4月1日

（同日以降に給付の事由が生じた場合の給付に適用する。）。

4 今後の予定

閣 議 3月25日（金）

公安委員会 説明資料No. 4	犯罪被害者等給付金の裁定（兵庫県・北海道）に 対する審査請求事案の審理状況及び裁決について	平成28年3月17日 給与厚生課
--------------------	--	---------------------

(略)

(略)

公安委員会 説明資料No. 5	児童の性的搾取等に係る対策に 関する業務の基本方針について	平成28年3月17日 少年課 総務課
---------------------------	----------------------------------	--------------------------

1 趣旨

「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成27年1月27日閣議決定）の趣旨を踏まえ、これまで内閣官房において担当していた児童の性的搾取等に係る予防、取締り、撲滅に向けた啓発及び被害児童の保護等の対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を、今後、国家公安委員会に移管することとし、国家公安委員会において、関係府省庁の必要な調整等を含め、本問題に取り組むに当たり、基本方針を定めるもの。

2 概要

○ 基本的な方針

児童ポルノ事犯に係る被害児童数は近年増加しており、コミュニティサイト等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も多く認められるほか、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現するなど、児童の性的搾取等に係る情勢は引き続き深刻であると言わざるを得ない。このため、児童の性的搾取等に係る対策につき、平成28年4月以降においては、国家公安委員会において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととする。

児童の性的搾取等に係る対策に関する業務については、被害児童の権利を擁護するとともに、児童の性的搾取等を撲滅させるべく、関係府省庁が緊密な連携、協力を図り、政府全体で推進することとする。

○ 基本的な方針に基づき行う事務の内容と関係府省庁

- ・ 国家公安委員会は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、児童の性的搾取等に係る対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、所掌する事務に当たることとする。
- ・ 警察庁は、国家公安委員会が行う総合調整等を補佐するとともに、所掌する事務に当たることとする。
- ・ 国家公安委員会及び警察庁以外の関係府省庁は、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童の性的搾取等に係る対策に関して所掌する事務に当たることとする。

3 今後の予定

閣議決定 平成28年3月下旬

1 改正の趣旨

これまで、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）に基づき死体の調査等を実施したときは、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成25年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）により「死体調査等記録書」を作成しなければならないとされ、その様式も同規則において規定されていた。

これについて、都道府県警察から、同様式の記載事項は、事後の捜査等に対応できるように措置結果等を詳細に記録するには項目等が不足しており、県独自で別途報告書等を作成することを余儀なくされているなどの意見が出されたことから、検討の結果、「死体調査等記録書」を廃止して、都道府県警察で作成している報告書等の作成で足りることとしたもの。

2 今後の予定

3月23日 公布

4月1日 施行

公安委員会	警察庁におけるワークライフバランス等の	平成28年3月17日
説明資料No. 7	推進のための取組計画の策定について	人 事 課

1 経緯

- これまで、警察庁においては「次世代育成支援対策推進法」及び「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、平成27年3月に「警察庁における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス等の推進のための取組計画」（旧取組計画）を策定し、取組を推進してきたところ。
- 今般、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、旧取組計画を改正して、同法に基づく特定事業主行動計画を兼ねるものとして、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（新取組計画）を定め、平成28年4月1日から施行する予定。

2 新取組計画の概要

(1) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

(2) 推進体制

「警察庁ワークライフバランス等推進会議」の設置

(3) 女性職員活躍とワークライフバランス等の推進のための措置

ア 意識改革

時間外勤務を当然とせず、多様な働き方が受け入れられる組織文化の形成

イ 働き方改革

重点的かつ効率的な業務運営、超過勤務の縮減、休暇の取得促進、働く時間と場所の柔軟化等

ウ 女性の採用・登用拡大

毎年度の採用者に占める女性割合等の目標の設定、積極的な募集活動、計画的な育成等

エ 支援

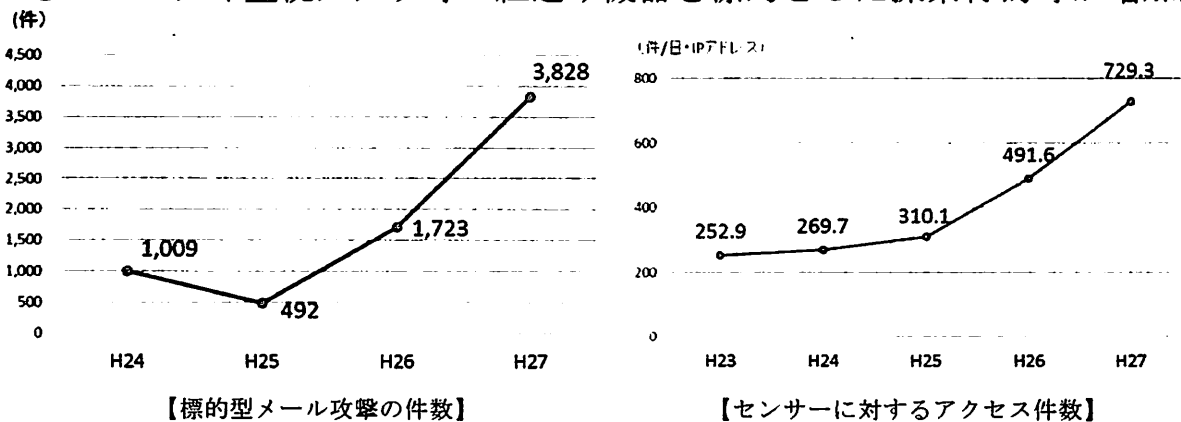
子育て・介護との両立支援に係る各種制度、保育施設等に係る情報提供等

1 サイバー攻撃の情勢

- 日本年金機構を始めとする我が国の多数の機関、事業者等でサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生。
- 平成27年中に警察が連携事業者等から報告を受けた標的型メール攻撃は3,828件と過去最多。Word文書形式のファイルを添付したものが急増、過半数を占める。
- 9月以降、地方公共団体、報道機関、空港、水族館等のウェブサイトの閲覧障害事案が頻発。「アノニマス」を名乗る者が、58組織に関し、犯行声明とみられる投稿をSNS上に掲載。

2 サイバー空間における探索行為

- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり729.3件。
- ルータや監視カメラ等の組み込み機器を標的とした探索行為等が増加。



3 サイバー犯罪の情勢

- 平成27年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額は約30億7,300万円で、過去最高であった昨年を更に上回った。
- 国境を越えて行われるサイバー犯罪に係る事件を検挙。
 - ・ 海外からの接続を取り次ぐ中継サーバ事業者による不正アクセス事件
 - ・ 海外サーバを利用したわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件 等

4 今後の取組

- 官民連携（日本サイバー犯罪対策センターとの共同オペレーションの実施、都道府県警察における産官学連携による中小企業対策等）
- 国際連携（インターポールへの職員派遣による情報交換等）
- 態勢整備・人材育成（都道府県警察が参加するサイバーセキュリティコンテストの実施等）

1 地域における防犯ボランティア団体の現況

(1) 現状

	平成26年末	平成27年末	増減数	増減率(%)
団体数(団体)	47,532	48,060	528	1.1
構成員数(人)	2,776,438	2,758,659	▲ 17,779	▲ 0.6

注) 平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体を対象とした。

- 団体数、構成員数は横ばいで推移し、構成員の高齢化が一層顕著となっている。
- 防犯ボランティア活動の必要性・活動内容が地域住民に周知されていない。
- 資金獲得方法等、活動を円滑化・活性化するための情報が十分に届いていない。

(2) 活動支援に向けた取組

防犯ボランティア活動における課題への対応を図るため、平成26年度からの2か年で「持続可能な安全安心まちづくりの推進方策」と題し調査研究を実施した。有識者検討会において取りまとめられた支援方策に基づき、次の取組を進める。

- 地域住民の理解を促し、退職者世代を中心に幅広い世代の参加促進を図るため、活動の効果を示すなど防犯ボランティア活動の必要性や活動内容の広報を強化する。
- 活動の活性化や活動参加者を確保するため、防犯ボランティア団体間や各種の地域の団体との連携を促す。
- 活動の円滑化等に必要な資金獲得方法や人材育成等に関する情報提供を推進する。
- 士気の高揚を図るため、合同パトロールの実施や活動への表彰等を更に行う。
- 物的・財政的支援の充実に向けて自治体・民間団体等への働き掛けを行う。

2 サイバー空間における防犯ボランティア団体の現況

(1) 現状

	平成26年末	平成27年末	増減数	増減率(%)
団体数(団体)	199	224	25	12.6
構成員数(人)	7,474	9,406	1,932	25.8

- 団体数、構成員数は、統計を取り始めた平成24年以降増加傾向が続いている。
- 学生ボランティアを中心に若い世代が活動している。

(2) 活性化に向けた取組

ア サイバー防犯ボランティアの裾野の拡大

- ITの知識に長けた大学生等若い世代に対するボランティア団体結成の働き掛けを継続する。
- サイバー防犯ボランティアの活動状況について情報発信を推進する。

イ サイバー防犯ボランティア団体の活性化に向けた取組

- サイバー空間における規範意識の向上、サイバー犯罪の被害防止等に向けたボランティア活動がより活性化されるよう指導・支援を実施する。
- サイバー防犯ボランティアが行う犯罪抑止活動への支援に関する経費の予算措置を実施する(平成27年度地方財政計画において容認。)

<p>公安委員会 説明資料No. 10</p>	<p>平成27年におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等の対応状況について</p>	<p>平成28年3月17日 生活安全企画課 捜査第一課</p>
-----------------------------	--	---

1 ストーカー事案への対応状況

- ストーカー事案の相談等件数は21,968件（前年比－3.7%）と4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移。
- ストーカー事案の刑法・特別法検挙件数は1,872件（前年比－2.3%）で減少、ストーカー規制法違反検挙は677件（前年比＋10.4%）で増加したが、相談等件数の増加等に伴い、いずれも平成24年以降は高水準で推移。
- ストーカー規制法に基づく警告は3,375件（前年比＋6.4%）で、法施行以後最多。同法に基づく禁止命令等は145件（前年比－2.7%）で、平成20年以降増加傾向にあったが、昨年は減少。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 配偶者からの暴力事案等の相談等件数は63,141件（前年比＋6.9%）で、法施行以後最多。
- 配偶者からの暴力事案等の刑法・特別法検挙件数は7,914件（前年比＋15.1%）で、統計を開始した平成15年以降最多。配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙件数は106件（前年比－11.7%）と減少。
罪種別では、いずれの罪種も増加傾向にあるが、特に、暴行が4,091件（前年比＋27.8%）と増加。

3 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律^(※)違反の相談・検挙状況等^{(※平成26年11月施行(一部を除く))}

- 私事性的画像に係る相談等件数は1,143件。
被害者と加害者の関係では、交際相手（元交際相手を含む。）が63.4%、ネット関係のみの知人・友人が11.4%。
被害者の年齢別では、10歳代、20歳代の被害者が57.5%。
- 相談等件数の1,143件のうち、同年中に私事性的画像被害防止法違反で53件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、他の刑法・特別法の適用により250件検挙。

4 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を引き続き推進
- 被害者等の一時避難経費等の活用及び被害者の安全確保のための関係機関等と連携した取組の推進
- 諸外国の取組等を踏まえたストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者の更生に向けた関係機関等との連携の推進

1 風俗環境の現状～風俗営業等の許可・届出数（営業所数）

別添

	H27	H26	増減数	増減率(%)
風俗営業	91,893	94,769	-2,876	-3.0
性風俗関連特殊営業	31,749	31,514	235	0.7
深夜酒類提供飲食店営業	276,595	277,338	-743	-0.3
合計	400,237	403,621	-3,384	-0.8

- 風俗営業の許可数（営業所数）は昭和61年以降30年連続で減少
過去5年間をみると、各営業とも減少しており、料理店等営業、まあじやん
営業、ゲームセンター等営業の減少が顕著
- 性風俗関連特殊営業の届出数（営業所数）は平成19年以降9年連続で増加
過去5年間をみると、店舗型性風俗特殊営業は減少し、無店舗型性風俗特殊
営業が増加
- 深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）は平成4年以降ほぼ横ばい状態

1-1
1-2
1-3
1-4
1-5

2 風俗営業等に対する行政処分状況

	H27	H26	増減数	増減率(%)
取消し・廃止命令等	149	127	22	17.3
停止命令等	433	557	-124	-22.3
指示	6,565	6,622	-57	-0.9
合計	7,147	7,306	-159	-2.2

- 風俗営業等に対する行政処分は平成22年以降6年連続で減少

2-1

3 風俗関係事犯の取締り状況

	H27		H26		増減数		増減率(%)	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	2,211	2,466	2,477	2,640	-266	-174	-10.7	-6.6
売春防止法違反	812	538	817	535	-5	3	-0.6	0.6
わいせつ事犯	2,771	2,248	2,903	2,341	-132	-93	-4.5	-4.0
コンピュータ・ネットワーク利用	840	—	850	—	-10	—	-1.2	—
遊技機使用賭博事犯	100	472	64	348	36	124	56.3	35.6
公営競技関係法令違反	17	32	20	64	-3	-32	-15.0	-50.0
合計	5,911	5,756	6,281	5,928	-370	-172	-5.9	-2.9

- 風俗関係事犯の検挙は平成19年以降、件数・人員ともに減少傾向が継続
- 風営適正化法違反の過去5年間をみると、無許可営業、客引き・つきまとい等、
禁止区域等営業の検挙件数・人員の減少が顕著
- コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数は全国協
働捜査方式の活用等により平成23年以降高水準
- 遊技機使用賭博事犯の検挙件数・人員は平成23年以降おおむね減少傾向に
あったが、平成27年はいずれも増加

3-1,2
3-3
3-4
3-5,6

4 今後の方針

- 違法風俗店等の実態把握の強化
- 地域やインターネット空間における風俗上の問題点等を踏まえた厳正な取締り
- 迅速かつ厳格な行政処分の実施
- 特定遊興飲食店営業等に係る許可申請への的確な対応